



特別養護老人ホーム

入所指針が

できました



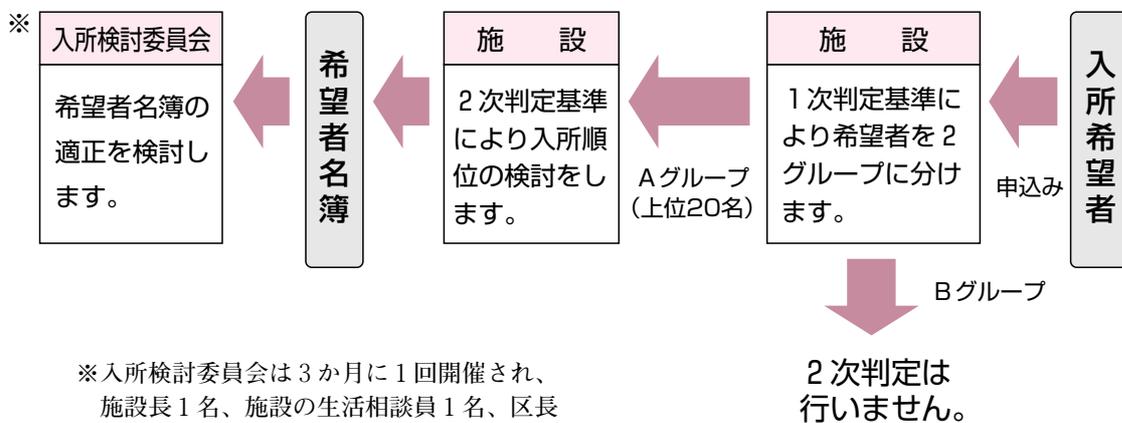
介護の必要性が高い方が優先的に特別養護老人ホームに入所できるような判定基準が設けられました。

判定基準は、入所希望者全員について介護の必要性を数値化する第一次判定基準と、第一次判定の結果、上位20名までの方の介護の困難性などについて判断する第二次判定基準の二つです。

第一次判定基準は県内統一の基準ですが、第二次判定基準は基本的に4市町の統一基準となっています。

入所決定までの流れ

- ① 入所希望者は、入所希望の施設に調査票を添えて申込みます。
 - ② 施設は、調査票の内容を第一次判定基準に基づいて数値化し、上位20名の方を選びます。
 - ③ 施設は、②で選定された入所希望者の介護の困難性などについて第二次判定基準に基づいて調査し、数値化します。
 - ④ 施設は②と③の数値を合計し、上位から希望者名簿を作成します。
 - ⑤ 入所検討委員会で名簿の適正を検討します。
 - ⑥ 施設に空きができた時は、名簿をもとに、入所者を決定します。ただし、長期入院後の再受け入れなどの場合は、検討委員会にかかることなく入所ができます。入所希望者が辞退をしたときは、入所の順位を繰り下げることがあります。
- この入所指針は、平成16年4月以降の入所者に適用されます。すでに入所申込みをしている方も対象になります。



※入所検討委員会は3か月に1回開催され、施設長1名、施設の生活相談員1名、区長や福祉関係者などの第三者の中から3名の合計5名で構成されています。